

あづま児童発達支援センター「宙-そら」運営規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人北信福祉会が設置運営する あづま児童発達支援センター「宙-そら」（以下「事業所」という。）において提供する児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業の運営等に関して必要な事項を定め、もって事業所の円滑な運営に資することを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項及び用語の意義については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令の定めるところによる。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、次に掲げる方針に基づき、事業を運営する。
- (1) 事業所は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。
 - (2) 事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障がい児又はその保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - (3) 事業所は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (4) 前3号のほか、事業所は、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 あづま児童発達支援センター「宙-そら」
 - (2) 所在地 福島県福島市笹木野字下屋敷41番2

(利用定員等)

- 第4条 事業所の利用定員は、25名とする。
- 2 事業所は、前項の利用定員を超えて指定児童発達支援の提供を行わない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(通常の事業の実施地域)

第5条 事業所における通常の事業の実施地域(事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。以下同じ。)は、福島市、伊達市、川俣町及び二本松市とする。

(営業日、営業時間等)

第6条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週、月曜日から金曜日まで
ただし、土、日、国民の祝日を除く。
※年間カレンダーによる。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分まで
- (3) サービス提供日 営業日と同じ
- (4) サービス提供時間
午前の部 9時15分から13時15分まで
午後の部 14時45分から16時45分まで

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第7条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名
障がい児の児童発達支援計画の作成、障がい児又はその家族に対する相談、助言その他の援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 嘱託医(非常勤) 1名
障がい児の健康診断、健康管理等を行う。
- (4) 児童指導員及び保育士 7名以上
(児童指導員及び保育士は、それぞれ1名以上とする。)
障がい児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
- (5) 機能訓練担当職員(非常勤) 1名
障がい児に対して心理面での指導、相談を行う。
- (6) 栄養士 1名
障がい児に対して適切な給食の提供を行う。
- (7) 事務担当者 1名
事業所の庶務・会計等の事務を行う。

(協力医療機関)

第8条 事業所は、障がい児の病状の急変等に備えるため、協力医療機関として「いがらしキッズクリニック」を指定する。

(勤務体制の確保)

第9条 事業所は、当該事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供する。ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

2 事業所は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるように、別に定めるところにより、従業者の勤務体制を確保する。

(事業所の設備等)

第10条 事業所に備え付ける主な設備等の内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------------------------|------|---------------------|
| (1) 指導訓練室 | 4 室 | |
| (2) 遊戯室 | 1 室 | |
| (3) 屋外遊戯場 | 1 場所 | (隣接するあづまこども園の園庭を利用) |
| (4) 医務室 | 1 室 | |
| (5) 静養室 | 1 室 | (医務室に併設) |
| (6) 相談室 | 1 室 | |
| (7) 調理室 | 1 室 | |
| (8) 事務室 | 1 室 | |
| (9) トイレ | 4 場所 | |
| (10) シャワー室 | 1 場所 | |
| (11) その他指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 | | |

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 事業所は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について文書により当該利用申込者の同意を得た上で、サービス利用契約を締結する。

2 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をするものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業所は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 事業所は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 事業所は、当該事業所における通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な対応をとる。

(受給資格の確認)

第15条 事業所は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認する。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 事業所は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行う。

(契約支給量の報告等)

第17条 事業所は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載する。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 事業所は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告する。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(心身の状況等の把握)

第18条 事業所は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第19条 事業所は、指定児童発達支援の提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 事業所は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第20条 事業所は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

2 事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 事業所は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。

4 事業所は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する障がい児の保護者による評価を受けて、その改善を図る。

(1) 当該事業所を利用する障がい児及びその保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該事業所を利用する障がい児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 事業所は、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により、年1回公表する。

(児童発達支援計画の作成等)

第21条 事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わな

ればならない。

(1) 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

(相談及び援助)

第22条 事業所は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(指導、訓練等)

第23条 事業所は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

2 事業所は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行う。

3 事業所は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行う。

4 事業所は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させる。

5 事業所は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第24条 事業所において障がい児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。

4 事業所は、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努める。

(社会生活上の便宜の供与等)

第25条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業所は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努める。

(健康管理)

第26条 事業所は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行う。

2 事業所は、当該事業所の従業員の健康診断にあたり、綿密な注意を払うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第27条 障がい児又はその家族は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に留意して、事業所内の施設、設備等を利用するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------------------|
| (1) 健康チェック及び体調確認 | 受入に際し連絡帳及び口頭・目視等により実施 |
| (2) 自己都合による利用時間の
時間の変更又は中止 | 利用日の3営業日前までに要連絡 |
| (3) 体調不良による利用時間の
時間の変更又は中止 | 利用当日9時まで要連絡 |
| (4) 食事及びおやつのキャンセル | 利用日の前3営業日17時まで要連絡 |
| (5) 金銭及び食べ物等の授受等 | トラブル防止及び衛生上の観点から不可 |
| (6) 写真や動画の撮影等 | 原則として不可 |

(サービスの提供の記録)

第28条 事業所は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定児童発達支援の提供の都度、記録する。

2 事業所は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受ける。

(事業所が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第29条 事業所が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるものは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限る。

2 事業所は、前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得るものとする。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第30条 事業所は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決

定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、子ども家庭庁長官が定めるところによる。
- 5 第1項の通所利用者負担額及び第3項各号に規定する費用の額は、別に定めるところによる。
- 6 事業所は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付する。
- 7 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

第31条 事業所は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該事業所が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児に係る通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業所は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知する。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第32条 事業所は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知する。

- 2 事業所は、第29条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付する。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第33条 事業所は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(緊急時等の対応)

第34条 事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該障がい児に係る主治の医師又は協力医療機関への連絡を行うとともに、当該障がい児の家族等に連絡を行う等の必要な対応をとらなければならない。

(事故発生時の対応)

第35条 事業所は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な対応をとるとともに、当該障がい児の家族、市町村等に連絡を行う。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
- 3 事業所は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第36条 事業所は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を少なくとも年1回、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を年1回、定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第37条 事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を少なくとも年1回、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回、定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 事業所は、指定児童発達支援の提供中に当該事業所の従業者、障がい児の家族等により虐待を受けたと思われる障がい児を発見したときは、速やかに市町村等に通報する。

(衛生管理等)

第38条 事業所は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業所は、当該事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、別に定めるところにより、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練をそれぞれ年2回、定期的実施すること。

(非常災害対策)

第39条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、別に定めるところにより、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(安全計画の策定等)

第40条 事業所は、障がい児の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知するものとする。

4 事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行う。

(業務継続計画の策定等)

第41条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、障がい児に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練をそれぞれ年1回、定期的実施する。

3 事業所は、少なくとも年1回、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(従業者の資質の向上等)

第42条 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

2 事業所は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、別に定めるところにより、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(掲示等)

第43条 事業所は、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を当該事業所の見やすい場所に掲示し、又は当該重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付けるとともに、これらに関係者がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(秘密保持等)

第44条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、従業者又は管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、別に定めるところにより、必要な措置を講じる。

3 事業所は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得るものとする。

(個人情報の取扱い)

第45条 事業所は、個人情報の取扱いについて、関係法令及び個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守するとともに、別に定めるところにより、適切な取扱いを行う。

(情報の提供)

第46条 事業所は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。

(苦情解決)

第47条 事業所は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児に係る家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別に定めるところにより、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により県知事又は市町村長（以下「県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児に係る家族からの苦情に関して県知事等が行う調査に協力するとともに、県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県知事等に報告するものとする。

5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第48条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

(記録の整備)

第49条 事業所は、別に定めるところにより、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、前項の諸記録のうち、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録について、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存する。

- (1) 第28条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録
- (2) 児童発達支援計画
- (3) 第33条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 第36条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (6) 第47条第2項に規定する苦情の内容等の記録

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 従前の運営規程（平成27年4月1日施行）は、これを廃止する。
- 3 一部改正 令和6年6月1日
- 4 一部改正 令和7年4月1日